

令和5年度
県産木材の供給及び利用の推進に関する
県の施策の実施状況

新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例（平成30年12月27日新潟県条例第59号）に基づく公表資料

令和6年10月
新潟県



本資料は、「新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例（平成 30 年 12 月 27 日新潟県条例第 59 号）」に基づいて、令和 5 年度の県産木材の供給及び利用の推進に関する施策の実施状況を取りまとめたものです。

新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例
（平成 30 年 12 月 27 日新潟県条例第 59 号）

（公表）

第 19 条 知事は、毎年度、県産木材の供給及び利用の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

目次

県産木材の供給及び利用の推進に関し講じた施策

1 県産木材の供給を推進する施策（第12条関係）

- (1) 森林の適正な整備及び保全の推進（第1号関係）----- 1
- (2) 森林施業の集約化の推進（第2号関係）----- 2
- (3) 高性能林業機械の導入の推進（第3号関係）----- 4
- (4) 県産木材の加工及び流通の体制の整備（第4号関係）----- 5
- (5) その他県産木材の供給を図るために必要な施策の推進（第5号関係）
 - 人材を育成し、確保するために必要な施策 ----- 6

2 県産木材の利用を推進する施策（第13条関係）

- (1) 県産木材及び県産木材を利用した製品に対して信頼感等を与える
独自の印象の創出（第1号関係）----- 7
- (2) 住宅その他の建築物等における県産木材の利用の推進（第2号関係）-- 8
- (3) 県産木材の販路の拡大（第3号関係）----- 9
- (4) 県産木材の新たな用途の開発（第4号関係）----- 9
- (5) その他県産木材の利用を図るために必要な施策の推進（第5号関係）
 - 自ら率先して整備する建築物等における県産木材の利用 ----- 10
 - 県民等の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動 ----- 11

県産木材の供給及び利用の推進に関し講じた施策

1 県産木材の供給を推進する施策（第12条関係）

(1) 森林の適正な整備及び保全の推進（第1号関係）

ア 森林の整備及び保全の推進

森林が有する、県土の保全、地球温暖化の防止、木材の生産等の多面的機能を持続的に発揮させるため、除間伐などの保育作業により、森林の整備と保全を進めた。

成長途上にあるスギ人工林では、間伐により間引いた木の搬出と利用を進めた。また、成熟したスギ人工林では、伐採して利用し、再び植え、育てることの繰り返しによる循環型林業の確立に向けて、主伐による木材生産の拡大を図るとともに、伐採後は低コストな再造林手法による植栽を推進した。

<令和5年度 実績>

- ・ 全体 1,282ha（造林事業、治山事業による森林の保育・植栽面積）

下刈り 199ha 除間伐 976ha（うち 利用間伐 667ha） 枝打 48ha 雪起し 7ha
植栽 53ha（うち スギなど人工林の伐採後に 45ha 植栽）

イ 森林経営管理制度の実施体制の強化

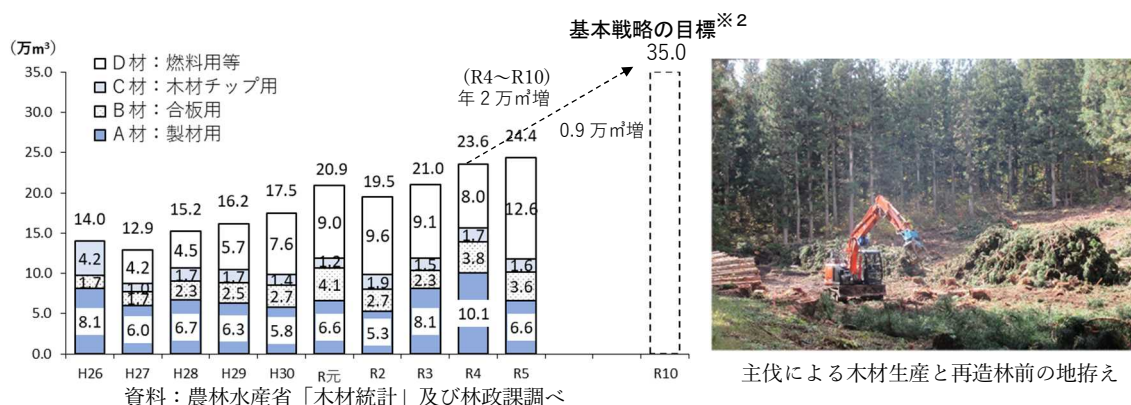
森林経営管理制度^{※1}の主体となる市町村に対して、森林・林業の基礎知識を習得するための研修やアドバイザーによる専門的な業務サポートを実施した。

<令和5年度 実績>

- ・ 市町村林務担当職員研修 4回
- ・ アドバイザーの派遣等 30市町村（全市町村）

【素材生産量の推移】

近年、製材用、合板用、木質バイオマス発電用などの多様な需要に応じた木材の供給に取り組み、素材生産量は増加傾向にある。令和5年の生産量は、住宅着工の減等により製材用が減少した一方で、燃料用等が増加し、0.9万m³増の24.4万m³となった。



主伐による木材生産と再造林前の地拵え

※1 森林経営管理制度

適切な経営管理が行われていない森林に対して、市町村が森林所有者の委託を受けて経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進する制度。

※2 基本戦略の目標

「新潟県森林・林業基本戦略」（令和4年3月策定）では、森林資源の利用拡大を取組方針の一つに掲げており、令和10年に素材生産量を35万m³とするため、年増産量2万m³を目標としている。

(2) 森林施業の集約化の推進（第2号関係）

ア 森林施業の集約化

隣接する複数の者が所有する森林を取りまとめて、利用間伐や路網整備等を一体的に実施する施業の集約化は、高性能林業機械^{※1}の効率的な利用や路網の合理的な配置が可能となることから、様々な森林施業のコスト縮減を図ることができる。

このため、複数の森林所有者の森林施業の合意形成や森林の境界確認などの活動を支援し、森林施業の集約化を進めた。

<令和5年度 実績>

- ・ 森林所有者の合意形成など森林経営計画^{※2}作成促進 5市町 879ha
(森林整備地域活動支援交付金事業による支援実績)



森林所有者への森林施業の計画説明会



森林境界の測量

※1 高性能林業機械

従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械のこと。

※2 森林経営計画

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、一体的なまとまりのある森林を対象に、具体的な伐採、造林、森林の保護、路網の整備などに関して樹立する、5年を1期とした計画。森林を集約化により効率的に整備し、まとめて木材を供給していくことをねらいとしている。

森林経営計画を作成し、市町村長から認定を受けた者は、計画に基づく森林施業に対し、国や県の補助事業による支援を受けることができる。

【森林経営計画の認定面積】

期間	団地数	面積
2018.4～2023.3	171	66,239ha

資料：治山課調べ

イ 林内の路網整備

木材を安定的に供給し、森林施業を効率的に行うため、セミトレーラー等が走行する幹線となる「林道」、林業車両が専ら走行する「林業専用道」及び林業機械が走行する「森林作業道」を、それぞれの役割に応じて適切に組み合わせて、路網の整備を進めた。また、既存林道の安全性などの機能向上を図るため、市町村が行う林道の改良を支援した。

<令和5年度 実績>

(開設)

- ・ 林道 8 路線 5,008m
- ・ 林業専用道 1 路線 260m
- ・ 森林作業道 146 路線 113,317m

(改良)

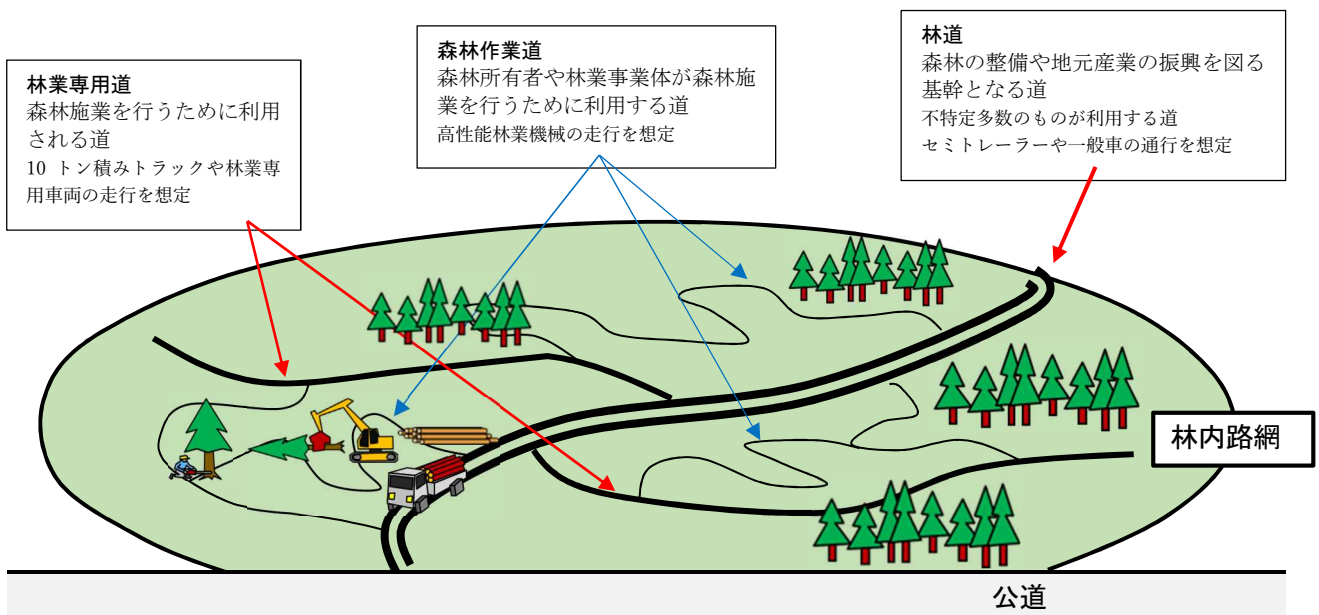
- ・ 林道 64 箇所 (橋梁修繕、路面舗装、擁壁・排水施設の設置など)



木材の運搬に供される林道



森林作業道を活用した森林整備



(3) 高性能林業機械の導入の推進（第3号関係）

高性能林業機械は、従来のチェーンソーや架線集材機等の機械に比べて、作業の効率化や身体への負担軽減等が図られる林業機械である。

事業体への高性能林業機械の導入を支援するとともに、素材生産を行う高性能林業機械のオペレーターの技術のレベルアップを支援し、より効率の高い作業方法の普及定着を進めた。

<令和5年度実績>

- ・高性能林業機械導入を支援 1台（フォワーダ）
- ・高性能林業機械オペレーターレベルアップ・メンテナンス研修 7事業体



フォワーダ



プロセッサのメンテナンス研修

高性能林業機械

- ハーベスタ : 立木の伐倒、枝払い、玉切りを連続して行う自走式機械
- プロセッサ : 伐倒された丸太の枝払い、測尺、玉切りを連続して行う自走式機械
- フォワーダ : 玉切りした丸太を、荷台に積んで林業専用道等へ運ぶ集材専用の自走式機械
- スイングヤード : 木材を集材する自走式機械。建設機械ベースでウィンチを搭載し、旋回可能なアームをタワーとし、主索を用いない簡易集材を行うもの
- タワーヤード : 簡便に架線集材でき、人工の鋼製支柱を装備した移動可能な集材機
- フォーク収納型グラップルバケット :
土砂の掘削や伐採木の移動等、複数の作業が可能な自走式機械



ハーベスタ



スイングヤード

(4) 県産木材の加工及び流通の体制の整備（第4号関係）

多様な木材需要に対する県産材の安定供給を促進するため、林業事業者が共同で行う効率的な出荷体制構築の取組を支援した。

県産材の供給及び利用拡大に向けて、有識者や県内の川上・川中・川下事業者による検討会を開催した。

県産木材の安定的な供給体制を構築するため、川上から川下までの関係者が一体となって県産木材の生産と利用拡大を図る「つなぐプロジェクト」の取組を支援した。

<令和5年度実績>

(川上)

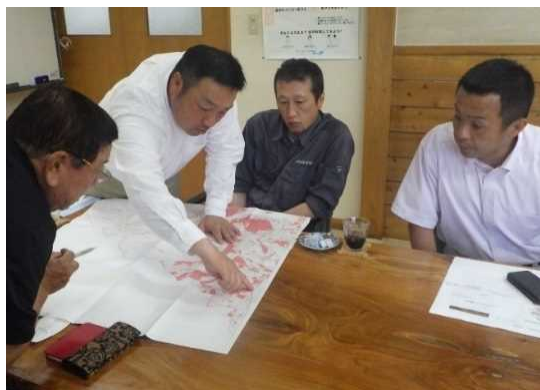
- ・ 事業者等が共同で行う中間土場の設置や大型トラック運搬を支援
8地区・20事業者 3,002 m³の増産

(川中)

- ・ 県産材の供給及び利用拡大に向けた検討会 11事業者参加

(つなぐプロジェクト※の推進)

- ・ 県内14地区でつなぐプロジェクトの取組を支援（上越2、中越5、下越5、佐渡2）



つなぐプロジェクトによる関係者の意見交換



川上～川下体験ツアーの開催

※つなぐプロジェクト

「新潟県森林・林業基本戦略」では、川上から川下までの関係者が一体となって県産木材の生産と利用拡大に取り組む「つなぐプロジェクト」を県内全域で展開することとしており、令和10年度に県内30地区の展開を目標としている。

(5) その他県産木材の供給を図るために必要な施策の推進（第5号関係）

○人材を育成し、確保するために必要な施策

ア 林業就業者の確保・育成

林業就業者の増加に向けて、新規就業者を確保するための就業ガイダンスや林業体験ツアー等を実施した。

また、就業者の定着を図るため、経営者に対するセミナーの開催や経営診断により雇用環境の改善を促進するとともに、基礎的な林業技術研修やキャリアに応じた現場技術等の研修を支援した。

<令和5年度 実績>

・ 林業就業者の確保・定着

就業ガイダンス・相談会、林業体験ツアー等	16回	延べ258人
林業就業を目指す若者等に対する生活資金の給付	給付実績	4人
経営者に対するセミナー開催や専門家による経営診断	セミナー 1回	19人、経営診断 1事業体

・ 林業就業者の育成

フォレストワーカー※ ¹ 育成研修	16人
技術をキャリアアップするための現場技術研修	12人
森林施業プランナー※ ² 育成研修	5人

・ 労働災害防止のための林業労働安全研修	2回	65人
----------------------	----	-----

イ 異業種等からの林業への参入促進

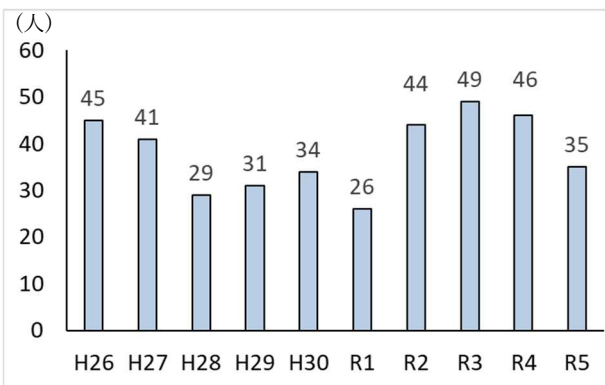
多くの事業者から林業を支えてもらうため、異業種等からの林業への参入を促進した。

<令和5年度 実績>

・ 建設業からや起業等による林業への参入	10事業体
・ 林業への参入を促進する説明会・見学会	6回 延べ51人
・ 新規参入事業体のOJT※ ³ 研修	7事業体



高校生を対象とした林業体験講習



新規就業者数の推移

※1 フォレストワーカー（林業作業士）

林業作業に必要な基本的な知識、技術・技能を習得して、安全に作業を行うことができる人材。

※2 森林施業プランナー

森林所有者から森林の経営の委託を受け、面的なまとまりを持つ森林経営計画（*再掲）を作成できる。また、森林施業の内容や事業収支を森林所有者に提案し、施業を受託できる人材のこと。

※3 OJT（On the Job Training）

職務現場の実務を通じて指導し、知識・技術などを身に付けさせる教育手法。

2 県産木材の利用を推進する施策（第13条関係）

(1) 県産木材及び県産木材を利用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象の創出（第1号関係）

県産木材製品の品質向上を図るため、高品質な木材製品の製造を担う人材を育成する取組を支援した。

地域から生産された木材を利用した製品のPRを支援するとともに、その魅力を県民に伝えた。

<令和5年度実績>

- ・ 木材製品の品質向上を担う人材を育成する取組を支援 5件
（中・大規模建築物の木質材料に関する視察研修、製材等品質管理講習会等）
- ・ 県内各地での県産木材の魅力を伝える取組を支援 10件

県産木材による木工教室の開催（柏崎市ほか）
木材や建築に関する講演会の開催（新潟市）
地域産材PR用品等の作成・提供（糸魚川市）
体験イベントの開催やPR広告の作成（新潟市ほか）



中・大規模建築物用の木質材料に関する視察研修



県産木材を利用した木工教室



木材や建築に関する講演会



体験型イベントによる県産材PR活動

(2) 住宅その他の建築物等における県産木材の利用の推進（第2号関係）

新設住宅着工戸数が減少する中、住宅分野における県産木材の利用を促進するため、工務店の県産木材利用を支援した。

県産木材の利用促進を図るため、商業施設などの非住宅分野での県産木材使用を支援した。

<令和5年度実績>

- ・ 県産木材の利用拡大を図った工務店等を支援 92社
- ・ 県産木材を利用した非住宅分野の木造化・木質化を支援 4件
（音楽ホール1件、飲食店1件、野外活動施設1件、コワーキングスペース1件）



県産木材を利用した住宅(長岡市)



県産木材を外壁に利用した住宅(魚沼市)



県産木材を利用した音楽ホール(胎内市)



県産木材を外構に利用したコワーキングスペース(燕市)

(3) 県産木材の販路の拡大（第3号関係）

県産木材の利用を推進するため、林業・木材産業事業者が共同で行う県産木材製品の販路拡大を図る取組を支援した。

<令和5年度実績>

- ・ 県産木材を使用した建築物の広告宣伝を支援 2件
〔 県産木材を使用した商業施設のPR（東京都）
 県産木材を使用した住宅のPR（糸魚川市） 〕



県外の商業施設で来客への県産材PR



のぼり旗等による県産木材の広告宣伝

(4) 県産木材の新たな用途の開発（第4号関係）

新たな用途での県産木材の利活用を図るため、林業・木材産業事業者が共同で行う県産木材製品の開発を支援した。

<令和5年度実績>

- ・ 県産広葉樹を材料とした製材品の開発を支援 1件



県産広葉樹を材料とした製材品の乾燥状況



県産広葉樹を使用したスツール

(5) その他県産木材の利用を図るために必要な施策の推進（第5号関係）

○自ら率先して整備する建築物等における県産木材の利用

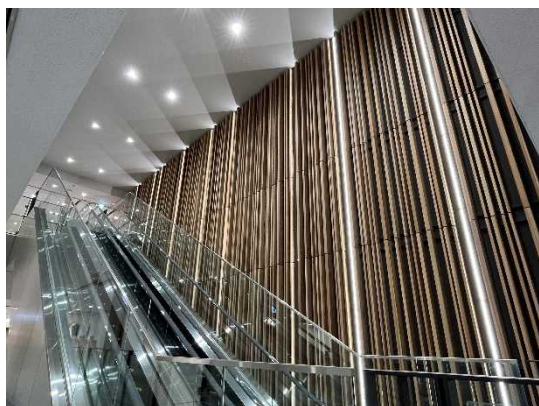
県産木材に対する需要の増進に資するため、県が建築する施設において県産木材の利用を推進した。

県庁内の関係部局で構成される「県産材利用推進会議」により、県公共建築物における県産木材の利用実績・計画のほか、利用推進の基本方針※を確認し、民間建築物を含む建築物一般で県産木材の利用促進を図った。

<令和5年度 実績>

- ・ 県が整備した公共建築物のうち木材利用が可能な施設で県産木材を使用 10施設 59 m³
- ・ 県が発注した公共土木工事等で県産木材を使用 584 m³

（環境局（木道）
農地部（土留、看板など）
土木部（花壇、防護柵など）
農林水産部（残存型柵、防風柵など）



県産木材を内装吹抜に利用した病院



県産木材を構造に利用した交番



公共土木工事で施工された防風柵

※「建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（平成15年11月18日制定）

県内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項等を定めたもの。

令和4年1月7日に改正し、趣旨に「脱炭素社会の実現への貢献」を加え、対象を「公共建築物」から民間建築物を含む「建築物等」に拡大している。

○県民等の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動

県産木材の魅力や利用するメリットを伝えるため、イベントやメディア等によるPRを通じて、県産木材利用の意義等について県民への周知を図った。

本条例第20条に基づき創設した「にいがた県産木材大賞」について、県産木材の供給及び利用の推進に顕著な功績があった5者の方に、知事表彰を行った。

<令和5年度 実績>

- ・ イベントでの県産木材製品の展示やパンフレット、カタログによるPR

新潟県文化祭（8/6 村上市、11/3 上越市）

みどりの展覧会（12/13～12/19）

- ・ メディアを通じた事業PR

「県からのお知らせ」NST 6/24、11/11、TeNY 6/25、11/12、

「ほっとホット新潟」UX 8/5

- ・ 県産材利用の意義の周知や、県産材利用に意欲的な建築業者をPR

6/25 住宅情報雑誌記事掲載

10/20、11/17 WEB 記事 2 件掲載（1/10～2/9 SNS 広告配信）

- ・ にいがた県産木材大賞の表彰 5 者

木材生産・加工部門 ぬながわ森林組合（糸魚川市）、吉井木材工業株式会社（佐渡市）
株式会社大川屋製材所（村上市）

木材利用部門 加茂市、ノモトホームズ株式会社野本建設（新潟市）



新潟県文化祭（上越会場）での県産木材製品の展示



住宅情報雑誌掲載（一部抜粋）



WEB 記事 2 件掲載（抜粋）



にいがた県産木材大賞の受賞者の皆様
（左から、ぬながわ森林組合、吉井木材工業(株)、
(株)大川屋製材所、加茂市、(株)野本建設、